中台サッカークラブ 運営方針

2023年4月8日

中台サッカークラブは、板橋区教育委員会及び板橋区サッカー連盟の後援により、1981年12 月に発足し、父母・保護者有志の協力のもとに自主的に運営されているクラブです。

特別の規則等はありませんが下記運営方針をご理解頂き、ご協力の程よろしくお願いします。

記

1. 指導の基本方針

- (1) サッカーを通じて丈夫な体と、仲のよい友達をつくる。
- (2) 苦しいことにも耐えられる精神力を養う。
- (3) スポーツをすることの楽しさを知り、チームワークや友情の大切さを学ぶ。
- (4) 集団活動のなかで、礼儀や規律(ルール)の大切さを学ぶ。
- (5) 試合を通して勝利の感激、敗北の悔しさ等を感じるため、少年サッカー大会等への参加や他のクラブとの対外試合を積極的に行なう。

2. 入会

- (1) 中台地区近隣に在住する小学生及び幼稚園児で、所定の入会申込書を提出し、それをクラブが認めた者を入会資格者とします。
- (2) 会員数は原則100名迄とし、それを越える入会希望者がある場合は、欠員の状況をみながら追加募集するものとします。

3. 退会·休部

- (1) 練習等を欠席する場合は、友達または役員・運営委員に必ず連絡して下さい。
- (2) クラブを退会する場合には、「退会届」を提出して下さい。
- (3) 病気やけが等で1ヶ月以上にわたって休む時のみ休部として扱いますが(最長6か月)、必ず所定の「休部届」(「復帰届」)を提出して下さい。

4. 運営・指導

- (1) 役員・運営委員(父親等有志のコーチ)及び専任アドバイザーが担当します。
- (2) 練習・試合時の運営・指導は、役員・運営委員及び専任のアドバイザーに一任するものとします。
 - (3) 役員・運営委員及びアドバイザーは、年間行事・練習方法・指導方法等につき随時協議するものとします。

5. 練習日時・場所

- (1) 練習日 原則、毎週土・日曜日の午前中(祝日に実施する場合もあり)
- (2) 練習場所 板橋区立緑小学校・校庭及び板橋区内のグランド等
- (3) 練習時間 $10:30\sim12:30$ (4月 \sim 6月·10月 \sim 12月) 8:45 \sim 10:45 (7月 \sim 9月·1月 \sim 3月)

6. 会費

- (1) 入会金は2,000円です。「入会申込書」を会長宛てに提出して下さい。
- (2) 年会費は3,000円、毎月の会費は3年生以上2,000円、2年生以下1,000円です。 半年分、又は一年分まとめ、年度初めまでにクラブの指定口座に入金願います(9月度の場合は 半年分入金する)。入金にあたっては子供の名前で、かつ項目毎に分けてお願いします。 中途入会の場合は、入会時と新年度に納入して頂くことになります。 未就学児は、入会金・年会費(年度途中でも)合わせて5,000円とします。

(3) 振込先 三井住友銀行板橋中台出張所(店番号:698)

口座番号:6413067 口座名義:中台サッカークラブ

(4) 会費は、クラブ運営費、大会参加費、用具・備品購入費、傷害保険等加入費、その他クラブの運営上必要と認められる費用に充当します。

「入金時の注意事項」

入会金、月会費、ユニフォーム使用料は同じ口座となっていますので入金する際、お子様の名の 後に半年分か1年分、何用かを入力して下さい。 たとえば、「ナカダイ タロウ ニュウ」や「ナカダイ タロウ 4-9」や「ナカダイタロウ ユニ」としていただくと、入会金、4~9月分の会費、年間ユニフォーム使用料とわかりやすいので、お手数ですがご協力をお願いします。(会計の方が70名以上の入金を管理しています。とても大変ですので必ず上記注意事項を守ってください。)

7. ユニフォーム(上着)

- (1) ユニフォームは、クラブからの貸与としますが、使用料が必要です。 「使用料」は3,000円/年(夏用・冬用)です。年度始め、もしくは入会時に上記クラブ指 定口座に入金願います。(パンツ・ストッキング・すねあて等は各自の負担で購入して下さい。)
- (2) 貸与後は各自で大切に管理し、試合など指示された時にのみ着用して下さい。紛失した場合は、 実費弁償となります。
- (3) 年度の終了時に一旦回収し、新年度にあらためて貸与します。
- (4) ユニフォームの選定・購入等は、クラブがまとめて行ないます。

8. 役員

クラブの役員は次のとおりとします。

会長1名代表1名副会長2名副代表1名総務若干名

会計2名(4年生の父母が担当)庶務2名(2年生の父母が担当)

会計監査 2名 (5年生の学年担当委員が兼務)

運営委員(コーチ) 各学年2~4名学年担当委員 各学年若干名

9. その他

- (1) クラブ員及び運営委員、アドバイザーは、クラブでスポーツ保険に加入します。
- (2) 練習中のけがに対しては応急処置を施しますので、その後はご家庭での手当をお願いします。 (4日以上の通院でスポーツ保険の対象となりますので運営委員に申し出てください。)
- (3) 体調が悪い時は、無理をさせずに練習を休ませて下さい。

以上